

## 第6章 計画の推進

### 第1節 目標値の進行管理

第4章において、平成17年度と平成22年度を目標年次とする一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標値を設定したところであるが、この目標値の達成状況については、下記によりその進行管理を行う。

一般廃棄物の目標値：

一般廃棄物の排出量及びその処理状況について、毎年度、実態調査を行う。なお、数値の公表については、国の取組も踏まえながら、できるだけ早い段階で公表できるよう努めるものとする。

産業廃棄物の目標値：

概ね5年おきに実施する産業廃棄物処理実態調査により、産業廃棄物の排出量及びその処理状況を取りまとめるので、これにより進行管理を行う。

### 第2節 計画の推進体制

#### 1 市町との協働

一般廃棄物対策の推進については、その処理責任を担う市町の参画を得ることが不可欠であることから、県下市町の代表者から構成する「ひょうご循環社会ビジョン推進検討委員会」において、ごみ分別ルールの統一化やごみ処理手数料の有料化等について、協議検討を行うこととしている。また、市町の策定する「一般廃棄物処理基本計画」の策定に際し、本計画が反映されるよう技術的な支援を行っていく。

また、県下の主要都市で構成される「兵庫県都市清掃会議」や「地域別5R生活推進会議（旧地域別ごみ会議）行政連絡会」を通じても、本計画の推進にかかる協議調整を行うものとする。

※「ひょうご循環社会ビジョン推進検討委員会」の構成市町  
神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、相生市、豊岡市、  
氷上町、洲本市、北播磨清掃事務組合

#### 2 事業者等との協働

多量の事業系一般廃棄物の排出事業者に対しては、市町による減量・リサイクル指導が進むよう、県においても必要な技術支援、情報提供を進めていく。

また、産業廃棄物対策の推進については、その処理責任を担う排出事業者と処理を請け負う処理事業者の参画を得ることが不可欠であることから、県下の主たる事業者

から構成される「兵庫県環境保全管理者協会」や、産業廃棄物処理業者の事業者団体である「(社) 兵庫県産業廃棄物協会」を通じて、本計画の推進についての協議調整を図っていく。

### 3 庁内関係部局による連絡調整

本計画に示した各施策を担当する部局は、県庁内においても多岐に渡ることから、これら相互の政策調整を図ることが必要となる。このため、県知事を会長として設置されている「環境適合型社会形成推進会議」の資源循環部会において、減量化の目標や施策の進行管理並びに関係各課との連絡調整を行う。

### 4 参画と協働のための計画推進組織

本計画の推進にあたっては、第5章第4節に示したとおり、県はもとより、県民、事業者、市町等のあらゆる主体の参画と協働が必要となる。このため、これら各界の代表からなる推進組織を設置し、本計画全般に渡る進行管理を進めていくこととする。